

小樽市協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、協議会を設置する。

(名称)

第2条 協議会の名称は「小樽市障がい児・者支援協議会」（以下単に「協議会」という。）とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第77条第1項第3号に規定する相談支援事業の運営等に関すること。
- (2) 困難事例への対応方法に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害福祉計画に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要と認められること。

(組織)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる構成団体等（以下単に「構成団体等」という。）で構成する。

- 2 協議会に、協議会の所掌事項を円滑に行うため、別表第2に掲げる相談支援事業者等（以下単に「相談支援事業者等」という。）の職員で組織する幹事会を設置する。
- 3 幹事会は、専門の事項を検討するため、構成団体等又は相談支援事業者等の職員で組織する専門部会を設置することができる。

(委員)

第5条 市長は、構成団体等から選出された者を協議会の委員（以下単に「委員」という。）として委嘱するものとする。ただし、市の職員にあっては、市長が指名した者を委員とする。

- 2 委員の任期は、委嘱した年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 協議会の会議は、全体会議と称し、委員によって構成する。
- 2 全体会議は、所掌事項のうち重要な事項について協議する。
- 3 会長は、全体会議を招集し、その議長となる。
- 4 幹事会の会議は、所掌事項の取扱い、全体会議への付議等及び専門部会の運営に関する事項について協議する。
- 5 幹事会の会議は、定例的に開催し、法第77条の2に規定する基幹相談支援センターの職員が主宰する。
- 6 専門部会の会議は、幹事会の求めに応じて随時開催するものとする。
- 7 会長は、必要に応じて全体会議又は幹事会若しくは専門部会にオブザーバーその他の関係者を出席させることができる。

(個人情報保護)

- 第8条 委員及び全体会議又は幹事会若しくは専門部会の会議に出席した者は、協議会の運営上知り得た個人情報を他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。委員でなくなった後又は構成団体等若しくは相談支援事業者等の職を退いた後も同様とする。

(庶務)

- 第9条 協議会の庶務は、基幹相談支援センター及び福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から委員の就任までの間は、第1条の規定にかかわらず、協議会を設置するための準備期間とすることができる。
- 3 平成20年3月31日以前に就任した委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年5月9日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第8条及び第9条の改正規定並びに附則第1項及び第2項の改正規定は、同年1月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の別表相談支援事業者の項の規定に基づき委嘱された委員である者は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に委員を解職されたものとみなす。

3 施行日以後に改正後の別表第1の規定に基づき委嘱された委員の任期は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

構成団体等
<p>小樽市中部地域包括支援センター 小樽市東南部地域包括支援センター 小樽市北西部地域包括支援センター 小樽市南部地域包括支援センター 小樽公共職業安定所 小樽後志地域障がい者就業・生活支援センター 小樽後志LD・発達障がい児者親の会ぽてとの会 小樽こもれび家族会 小樽手をつなぐ育成会 一般社団法人小樽身体障害者福祉協会 社会福祉法人小樽市社会福祉協議会 小樽市民生児童委員協議会 社会福祉法人小樽四ツ葉学園 社会福祉法人札幌緑花会 社会福祉法人塩谷福祉会 社会福祉法人志成会 社会福祉法人後志報恩会 社会福祉法人高島福祉会 社会福祉法人北海道宏栄社 小樽市（教育委員会を含む。）</p>

別表第2（第4条関係）

相談支援事業者等
<p>小樽地域障がい者相談支援センター さぼーとひろば やすらぎ 四ツ葉 しりべし圏域総合支援センター おたる相談支援センター 相談支援事業所 ぜにばこ 指定相談支援事業所 あおば 小樽市こども発達支援センター 相談支援事業所 小樽市</p>